

平成 29 年度科学研究費助成事業における交付条件等の主な変更点について

1. 「科学研究費助成事業－科研費－（基盤研究（B）、若手研究（A））（平成 24 年度から平成 26 年度に採択された研究課題）研究者使用ルール（交付条件）」の主な変更点

平成 28 年度	平成 29 年度
(略)	(略)
1 総則	1 総則
(略)	(略)
2 直接経費の使用	2 直接経費の使用
(略)	(略)
<p>【直接経費の各費目の対象となる経費】</p> <p>2-4 直接経費の各費目の対象となる経費は、以下のとおりとする。</p>	<p>【直接経費の各費目の対象となる経費】</p> <p>2-4 直接経費 <u>（補助事業の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。））</u> の各費目の対象となる経費の例は、以下のとおりとする。</p>
<p>物品費 物品を購入するための経費</p> <p>旅費 研究代表者、研究分担者、連携研究者及び研究協力者の海外・国内出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当）</p> <p>人件費・謝金 資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配付・回収、研究資料の収集等を行う研究協力者（ポストドクター・リサーチアシスタント（RA）・外国の機関に所属する研究者等）に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費</p> <p>その他 上記のほか当該研究を遂行するための経費（例：印刷</p>	<p>物品費 物品を購入するための経費</p> <p>旅費 研究代表者、研究分担者、連携研究者及び研究協力者の海外・国内出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当）等</p> <p>人件費・謝金 資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配付・回収、研究資料の収集等を行う研究協力者（ポストドクター・リサーチアシスタント（RA）・外国の機関に所属する研究者等）に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費等</p> <p>その他 上記のほか当該研究を遂行するための経費（例：印刷</p>

<p>費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費、研究実施場所借り上げ費（研究機関の施設において補助事業の遂行が困難な場合に限る）、会議費（会場借料、食事（アルコール類を除く）費用等）、リース・レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果広報用パンフレット作成費用、一般市民を対象とした研究成果広報活動費用等）、実験廃棄物処理費）</p> <p>(略)</p>	<p>費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費、研究実施場所借り上げ費（研究機関の施設において補助事業の遂行が困難な場合に限る）、会議費（会場借料、食事（アルコール類を除く）費用等）、リース・レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果広報用パンフレット作成費用、一般市民を対象とした研究成果広報活動費用等）、<u>実験廃棄物処理費</u>等</p> <p>(略)</p>
<p>3 補助事業を変更する上で必要な手続(交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等)</p>	<p>3 補助事業を変更する上で必要な手続(交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>4 間接経費の譲渡等</p>	<p>4 間接経費の譲渡等</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>5 実績の報告</p>	<p>5 実績の報告</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>6 研究成果報告書等の提出</p>	<p>6 研究成果報告書等の提出</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>7 研究成果の発表</p> <p>(略)</p> <p>8 その他</p> <p>(略)</p> <p>【研究機関が実施する研究倫理教育の受講等】</p> <p>8-2 研究代表者及び研究分担者は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、研究機関が実施する研究倫理教育の受講等をしなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>【人権の保護及び法令等の遵守】</p> <p>8-4 研究代表者及び研究分担者が行う研究計画に、社会的コンセンサスが必要とされている研究、個人情報の取扱いに配慮する必要がある研究及び生命倫理・安全対策に対する取組が必要とされている研究など関連する法令等を遵守しなければ行うことができない研究を含む場合には、研究代表者及び研究分担者は、当該研究を、関連する法令等に基づき実施しなければならない。</p>	<p>7 研究成果の発表</p> <p>(略)</p> <p>8 その他</p> <p>(略)</p> <p>【研究機関が実施する研究倫理教育の受講等】</p> <p>8-2 研究代表者及び研究分担者は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、研究機関が実施する研究倫理教育の受講等をしなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>【研究遂行状況の報告】</p> <p>8-3 研究代表者及び研究分担者は、文部科学省又は日本学術振興会から補助事業の遂行の状況等に関する報告を求められた場合には、その状況について報告しなければならない。</p> <p>【人権の保護及び法令等の遵守】</p> <p>8-4 研究代表者及び研究分担者は、<u>補助事業の遂行に当たり、</u>が<u>行う研究計画に、社会的コンセンサスが必要とされている研究、個人情報の取扱いに配慮する必要がある研究及び生命倫理・安全対策に対する取組が必要とされている研究など</u>以下のような関連する法令等を遵守しなければ行うことができない研究を<u>実施する</u>含む場合には、<u>研究代表者及び研究分担者は、当該研究を、</u>関連する法令等に基づき<u>当該補助事業を</u>実施しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>社会的コンセンサス（関係者の同意・協力を得る必要がある場合</u> ・<u>個人情報の取扱いに配慮する必要がある場合（個人情報の守秘、人権の保護等）</u> ・<u>生命倫理・安全対策に取り組む必要がある場合（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、遺伝子組み換え実験を含む研究を実施する場合等）</u> ・<u>外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき規制されている技術</u>
---	--

<p>(略)</p>	<p><u>の非居住者若しくは外国への提供(記録媒体等での持ち出し、電子メールでの送信も含む)又は貨物の輸出をしようとする場合等</u></p> <p>(略)</p>
------------	---

2. 「科学研究費助成事業－科研費－（基盤研究（B）、若手研究（A））（平成24年度から平成26年度に採択された研究課題）の使用について各研究機関が行うべき事務等」の主な変更点

平成28年度	平成29年度
(略)	(略)
1 申請資格の確認	1 申請資格の確認
(略)	(略)
2 研究代表者及び研究分担者との関係に関する定め	2 研究代表者及び研究分担者との関係に関する定め
(略)	(略)
3 研究機関が行う事務の内容	3 研究機関が行う事務の内容
(略)	(略)
<p>【費目別の収支管理】</p> <p>3-8 直接経費の収支管理は、様式Y-1「収支簿」を用いて、以下の費目ごとに行うこと。</p> <p>物品費 物品を購入するための経費 旅費 研究代表者、研究分担者、連携研究者及び研究協力者の海外・国内出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当）</p> <p>人件費・謝金 資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配付・回収、研究資料の収集等を行う研究協力者（ポストドクター・リサーチアシスタント（RA）・外国の機関に所属する研究者等）に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費</p>	<p>【費目別の収支管理】</p> <p>3-8 <u>直接経費（補助事業の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。）の各費目の対象となる経費の例は、以下のとおり。</u>直接経費の収支管理は、様式Y-1「収支簿」を用いて、以下の費目ごとに行うこと。</p> <p>物品費 物品を購入するための経費 旅費 研究代表者、研究分担者、連携研究者及び研究協力者の海外・国内出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当）等</p> <p>人件費・謝金 資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配付・回収、研究資料の収集等を行う研究協力者（ポストドクター・リサーチアシスタント（RA）・外国の機関に所属する研究者等）に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのため</p>

<p>その他 上記のほか当該研究を遂行するための経費（例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費、研究実施場所借り上げ費（研究機関の施設において補助事業の遂行が困難な場合に限る）、会議費（会場借料、食事（アルコール類を除く）費用等）、リース・レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果広報用パンフレット作成費用、一般市民を対象とした研究成果広報活動費用等）、実験廃棄物処理費）</p> <p>(略)</p>	<p>その他 <u>の経費等</u> 上記のほか当該研究を遂行するための経費（例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費、研究実施場所借り上げ費（研究機関の施設において補助事業の遂行が困難な場合に限る）、会議費（会場借料、食事（アルコール類を除く）費用等）、リース・レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果広報用パンフレット作成費用、一般市民を対象とした研究成果広報活動費用等）、<u>実験廃棄物処理費</u>）<u>等</u></p> <p>(略)</p>
<p>【交付申請書の記載内容の変更に係る手続】 3-20 交付申請書の記載内容の変更にあたり、次の手続を行うこと。</p> <p>(略)</p>	<p>【交付申請書の記載内容の変更に係る手続】 3-20 交付申請書の記載内容の変更にあたり、次の手続を行うこと。</p> <p>(略)</p>
<p>⑩助成金の翌年度使用に伴う研究期間の延長 研究代表者が、研究計画変更等に伴い、研究計画最終年度の翌年度まで研究期間の延長を希望する場合には、研究計画最終年度の3月1日までに、当該研究代表者が作成する様式Z-14「補助事業期間延長承認申請書」により日本学術振興会に対し申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。</p> <p>(略)</p>	<p>⑩助成金の翌年度使用に伴う研究期間の延長 研究代表者が、研究計画変更等に伴い、研究計画最終年度の翌年度まで研究期間の延長を希望する場合には、研究計画最終年度の3月1日までに、当該研究代表者が作成する様式Z-14「<u>補助事業期間延長承認申請書</u>」<u>を取りまとめ、様式Y-10「補助事業期間延長承認申請書（表紙）」を添えて</u>により日本学術振興会に対し申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。</p> <p>(略)</p>

<p>4 適正な使用の確保</p> <p>(略)</p> <p>5 研究活動における不正行為への対応</p> <p>(略)</p> <p>【研究倫理教育の実施】</p> <p>5-6 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づいて、科研費による研究活動に関わる者を対象に研究倫理教育を実施すること。</p> <p>6 人権保護及び法令等の遵守に係る事務</p> <p>研究代表者又は研究分担者が、社会的コンセンサスが必要とされている研究、個人情報取扱いに配慮する必要がある研究及び生命倫理・安全対策に対する取組が必要とさ</p>	<p>4 適正な使用の確保</p> <p>(略)</p> <p>5 研究活動における不正行為への対応</p> <p>(略)</p> <p><u>【研究活動の不正行為への対応に係る取組状況等の報告】</u></p> <p><u>5-2 各年度の応募の際に、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」を文部科学省に提出すること。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>6 コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施</u></p> <p><u>5-6 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、科研費による研究活動に関わる全ての構成員(研究者、事務職員、技術職員およびその他関連する者)に対して、コンプライアンス教育を実施し、受講状況等を把握すること。</u></p> <p><u>また、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づいて、科研費による研究活動に関わる研究者を対象に研究倫理教育を実施すること。</u></p> <p><u>7 その他 6 人権保護及び法令等の遵守に係る事務</u></p> <p><u>【研究遂行状況の報告】</u></p> <p><u>7-1 文部科学省又は日本学術振興会から、研究代表者及び研究分担者の補助事業の遂行の状況等に関する報告を求められた場合、必要な協力等を行うこと。</u></p> <p><u>【人権保護及び法令等の遵守に係る事務】</u></p> <p><u>7-2 研究代表者又は研究分担者が、補助事業の遂行に当たり、社会的コンセンサスが必要とされている研究、個人情報の取扱いに配慮する必要がある研究及び生命倫理・安全対策に</u></p>
---	--

れている研究等を実施する場合に行うこととされている、関連する法令等に基づく文部科学省等関係府省庁等への届出等に関する事務を行うこと。

(略)

~~対する取組が必要とされている研究等を実施する場合に行うこととされている、以下の~~
ような関連する法令等を遵守しなければ行うことができない研究を実施する場合には、
関連する法令等に基づく文部科学省等関係府省庁等への届出等に関する事務を行うこと。

・社会的コンセンサス（関係者の同意・協力）を得る必要がある場合

・個人情報の取扱いに配慮する必要がある場合（個人情報の守秘、人権の保護等）

・生命倫理・安全対策に取り組む必要がある場合（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、遺伝子組み換え実験を含む研究を実施する場合等）

・外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき規制されている技術の非居住者若しくは外国への提供（記録媒体等での持ち出し、電子メールでの送信も含む）又は貨物の輸出をしようとする場合等

(略)